

(法人の場合には代表者の氏名)を法定代理人とする一方の当事者(アクセス者の名称、以下「利用者」と称す)、及び植物遺伝資源の所有者たるもう一方の当事者(所有者の氏名、以下と「提供者」称す)(以下、双方を「両当事者」と称す)との間で次に掲げる条件で締結される植物遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分契約

前文：

1. (日付)「両当事者」間で、(利用対象となる遺伝資源)(以下、「資源」称す)へのアクセスを目的とする植物遺伝資源へのアクセスに関する停止条件付きの合意が締結(以下、「合意」と称す)された。
2. (日時)、「両当事者」は、農牧農村開発漁業食糧省(SAGARPA)全国種子検査認証サービス(SNICS)に当該規制で定められる最低不可欠な要件を満たした「合意書」を提出した。
3. 「合意書」のSAGARPAへの提出を受けて、(日時)、SAGARPA-SNICSは、「相互に合意したアクセスと条件」に関する証明書を発行した。

「合意書」に記載の届け出事項に従い、代理人、届け出内容、及び住所に変更がないことに鑑み、本合意の「両当事者」は、相互に認知するうえで、以下の義務を負うものである。

条文

第1 目的

本契約書は、本書に添付する附属資料「A」に記載のある(開発予定の生産物名)の開発等、潜在的な商用開発も含め、「資源」の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について相互に合意する条件に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2 利益の配分(Share benefits)

「利用者」は、「提供者」に対し、「資源」の利用から生ずる)商品又は利用法の開発による市場での利益を配分する義務を有する。この利益には、次に掲げる金銭的及び非金銭的な利益を含める。

1. 金銭的利益を定める。
2. 非金銭的利益を定める。
 - a. 研究開発成果の交換
 - b. 科学研究開発プログラム、特にバイオテクノロジー研究活動との連携・協力・

原文リンク:

<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/94DB9371-D679-0733-374A-EDA237B096DD/attachments/ANEXO%20II.%20CONTRATO%20ABS.pdf>

(最終アクセス日:平成 30 年4月9日)

貢献

- c. 商品開発への参加
- d. 人材育成・教育での連携・協力・貢献
- e. 遺伝資源の生息域外での保全施設、及びデータベースへの受け入れ
- f. バイオテクノロジー又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた遺伝資源に関する知識及び技術の活用
- g. 技術移転のための能力開発
- h. 組織能力の開発
- i. アクセスに関する法規制を運用・適用する能力強化を担う人材及び資材
- j. 提供国の参加を伴った遺伝資源を活用した人材育成
- k. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する科学情報、生物インベントリ一、分類学調査へのアクセス
- l. 地域経済への貢献
- m. 優先的ニーズに向けた研究
- n. 関連する知的財産権の合同所有

以上の各項の詳細は附属資料「A」を参照。

第3 第三者の参加

「利用者」は、本契約に定められ、**附属資料「B」**に準拠したものに限定される商用開発に必要な法的文書を第三者機関との間で取り交わすことができる。

利用者が商用目的で研究から生ずる権利を自然人又は法人に譲渡する場合、かかる権利の譲渡には、次に掲げる条件に則り「提供者」への利益の配分が含まれるものとする。

(利益配分を明確にする。)

「利用者」は第三者との契約において、「資源」の自由な使用を制限する厳密な守秘義務条項を含めることを約束し、これに違反した場合、「提供者」に対する法的効果の責任が問われ、**SAGARPA-SNICS**にその旨を届け出なければならない。したがって、本契約書に記載される情報は機密情報とされ、開発業務終了後に保管文書として残される「利用者」が作成するいかなる情報・書類も、これは「利用者」の所有物であるが、いかなる場合も「提供者」が無視されることはない。「提供者」は、本契約及び「合意」に関連して作成される報告書、データ、及び成果品も一般に公開しない義務を有する。

「利用者」が「プロジェクト」に参加する第三者と取り交わす法的文書では、第三者による「資源」の利用が法的文書で定められる目的のみに制限されるとともに、「プロジェクト」

及び「利用者」の関係者以外に移転しないことを保証しなければならない。これに違反した場合、本条項の不履行の結果について「提供者」に対し責任を負い、結果として生じたいかなる紛争や苦情からも「利用者」を保護・擁護しなければならない。

第4 報告書類

「利用者」は「提供者」に対し保証するとともに、両者は、商用開発終了後に作成された情報を報告書に記載して、**SAGARPA-SNICS**に報告書の写しを提出しなければならない。

第5 知的財産権

本契約の対象物及び開発活動から形成される知的財産権は、それぞれの参加の度合いに応じて「両当事者」に帰属するものとする。すなわち、「利用者」は（割合を表示）、「提供者」は（割合を表示）とする。

第6 成果の公表

「両当事者」は、一方の当事者が事前にもう一方の許可を得、著者を明確にすれば、本契約に関する学術論文若しくは研究論文又は活動報告書の成果を公表できることに合意する。

そのために原稿を公表日の30日以上前にもう一方に提供する。期限を過ぎてももう一方から何ら回答がない場合、許可が得られたものと解釈される。「資源」に関連する調査の刊行物では、必ず出典を明確にしなければならない。

第7 技術的解釈

「両当事者」間で開発された商品又は利用法に関連して技術的な疑義又は見解の相違が生じた場合、合意による解決を見いだすため権限ある当局に審議を求めることができる。

第8 本合意でアクセスが認められた「資源」及びその副産物が無許可に利用された場合、「提供者」は、「利用者」又は関係する第三者に対し、国内外で行政的・刑事的・民事的行為を行使する権利を有する。

第9 譲渡

本契約に関連する権利のすべて、又はその一部は、文書による事前の合意をもって、「両当事者」が指定する国内外の自然人又は法人に譲渡することができる。

第10 通知類

「両当事者」は、法的手続きを行うため、SAGARPA-SNICSに届け出を行い、本契約及びその附属資料の原本を提出する意志を表明する。

第 11 改訂

本契約書は、かかる権限の保持者が署名する改訂合意を取り交わした場合に限り、変更及び／又は追加することができ、改訂された合意は、本契約書の一部を構成するものとなる。書面にて **SAGARPA-SNICS** に改訂の届け出を出さなければならない。

第 12 「両当事者」は、以下に該当する場合、契約解除の事由となることに合意する。

- a) 本契約書に虚偽の記載があった場合。
- b) 本契約書の定める義務に違反した場合。
- c) 本契約に定められる義務及び権利を履行することが不可抗力により物理的に不可能となった場合。

第 13 契約解除手続き。「両当事者」の一方がもう一方に、本契約が定める解除事由となる状況が発生と判断した場合、かかる旨をもう一方の当事者に通知し、15 日（営業日）以内に状況の報告を求めることができる。報告内容を検討のうえ、要請した者がその内容を妥当でないと判断すれば、契約内容の履行、又は契約解除を要請することができる。契約解除を選択する場合、両当事者は、損害を回避するのに必要なすべての措置を講ずることとする。

第 14 契約の終了

「両当事者」の一方は、いずれの当事者にも義務の不履行がない場合に限り、書面にてもう一方に 15 日（暦日）以上前に通知することにより、契約期限満了前に本契約を終了できるものとする。この場合、「両当事者」は損害を回避するのに必要な措置を講ずる。また、**SNICS** に契約の終了を届け出なければならない。

第 15 効力

本契約書は、署名日から効力を発するものとし、有効期限は（期限を記載）とする。

第 16 管轄

本契約及びここに規定されていないすべての事項について、その解釈、実行及び履行に関し、「両当事者」は、メキシコシティ管轄の連邦裁判所の判断にゆだねるものとし、現住所又は将来の住所におけるその他の裁判所での裁判権を放棄する。

本契約書を読み上げた後、両当事者は内容と範囲を理解した上で、これに署名する。メキシコシティ、___年___月___日。

「提供者」代理

**「利用者」代理
法定代理人**

C.